

## 若年被害女性等支援事業【拡充】

令和4年度予算額：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## ＜事業内容＞

様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立を推進する。

「①アウトリーチ支援」及び「②関係機関連携会議の設置」を必須とし、「③居場所の確保」及び「④自立支援」は対象者のニーズ等に応じて実施する。

## ＜令和4年度予算案の内容＞

- ①アウトリーチ支援：相談対応職員の相談技能向上に向けた研修受講機会を確保するための代替職員雇上げ費用を新たに支援する。
- ②関係機関連携会議：行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。
- ③居場所の確保：夜間における適切な支援体制確保のための生活支援員の増員、警備体制の確保、特に配慮を必要とする若年女性を受け入れるための個別対応職員の新たな配置を行う。
- ④自立支援：自立に向けた支援の適切な実施に必要な支援員の増員を行う。

＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区   ＜補助率＞ 国 1/2、実施主体 1/2

＜1か所当たりの補助基準額＞ 45,634千円（R3補助基準額 26,743千円）（①～④全て実施）

## ＜事業イメージ＞



# わいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化 見直し内容

| 改正事項                        |                           | 保育士（児童福祉法）（現行）  | 教員（教育職員免許法等）   | 保育士（児童福祉法）（見直し内容）  |
|-----------------------------|---------------------------|---|--|--|
| 欠格期間                        | 禁錮以上の刑に処せられた場合            | 執行を終わった日等から起算して <b>2年</b>   | <b>期限なし</b><br>※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり  | <b>期限なし</b><br>※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり                                      |
|                             | 罰金の刑に処せられた場合              | 児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して <b>2年</b>   | —  | 児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して <b>3年</b>                                  |
|                             | 登録取消・免許状失効等による場合          | 登録取消の日から起算して <b>2年</b>  | 免許状失効等の日から <b>3年</b>   | 登録取消の日から起算して <b>3年</b>   |
| 登録取消等の事由                    | 登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合 | <取消事由><br>・欠格事由に該当するに至った場合<br>・虚偽等に基づく登録を受けた場合  | <取消事由><br>・欠格事由に該当するに至った場合<br>・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合<br><b>（わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている）</b> | <取消事由><br>・欠格事由に該当するに至った場合<br>・虚偽等に基づく登録を受けた場合<br><b>・わいせつ行為を行ったと認められる場合</b> |
|                             | 登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合   | <取消事由><br>・信用失墜行為の場合<br>・秘密保持義務違反の場合  | <取消事由><br>・教員にふさわしくない非行の場合<br>・故意による法令違反の場合  | <取消事由><br>・信用失墜行為の場合<br>・秘密保持義務違反の場合   |
| わいせつ行為を行った者の再登録等の制限         | 欠格期間経過後は再登録の申請が可能         | <b>わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる（※）</b>          | <b>わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる</b>                         |  |
| わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握 | —                         | <b>わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する（※）</b> | <b>わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する</b> |  |

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。

※ 法の規定に基づく対応